

寒河江市建築物耐震改修促進計画

平成 28 年 3 月

寒 河 江 市

目 次

はじめに · · · · ·	1
寒河江市建築物耐震改修促進計画	
1 目的 · · · · ·	2
2 計画の位置づけ · · · · ·	2
(1) 計画の位置づけ · · · · ·	2
(2) 計画期間 · · · · ·	2
3 耐震診断及び耐震改修の実施目標 · · · · ·	2
(1) 想定される地震の規模、被害状況 · · · · ·	2
(2) 耐震化の現状 · · · · ·	3
(3) 耐震改修等の目標設定 · · · · ·	5
4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 · · · · ·	6
(1) 基本的な取組方針 · · · · ·	6
(2) 所有者等、県、市、建築関係団体、所管行政庁の役割分担の考え方	6
(3) 促進を図るための支援策 · · · · ·	7
(4) 耐震改修の環境整備 · · · · ·	8
(5) 地震時の住宅・建築物の総合的な安全対策 · · · · ·	8
(6) 要安全確認計画記載建築物（避難所・防災拠点）の耐震化 · · · · ·	9
(7) 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震化 · · · · ·	9
(8) 改正法に伴うその他の促進策 · · · · ·	9
5 地震に対する安全性向上に関する啓発等 · · · · ·	9
(1) 地震ハザードマップの作成、公表 · · · · ·	9
(2) 相談体制の整備、情報提供の充実 · · · · ·	9
(3) パンフレット配布等の啓発活動 · · · · ·	10
(4) 家具転倒防止策 · · · · ·	10
(5) 防災研修会の開催 · · · · ·	10
6 県との連携 · · · · ·	10
指導・助言の実施 · · · · ·	10
7 その他関連施策の推進 · · · · ·	10

(1) 関係団体との連携	10
(2) その他	11
資料編	12~31

はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、6,400余名の尊い犠牲者と約24万棟に及ぶ住宅家屋の全半壊等甚大な被害をもたらし、戦後最大の被災となった。

この地震による直接的な死者数は5,502人で、このうち約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。

このため、国は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を制定し、建築物の耐震化に取り組んできたところである。

また、平成14年5月以降、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、山形盆地断層帯等4断層帯の長期評価を発表しており、山形盆地断層帯においては、阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード7～8クラスの大規模地震が、今後30年以内に最大8%の確率で発生する可能性が公表されている。

県では、この評価を始めとする県内4断層帯に係る国の調査結果を踏まえ、順次、被害想定調査を実施し大きな被害発生を予測している。

さらに近年は、平成15年7月の宮城県北部連続地震、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年3月25日の能登半島地震、平成19年7月16日の新潟県中越沖地震、平成20年6月14日の岩手・宮城内陸地震、そして平成23年3月の東日本大震災においては、津波被害も加わり死者・行方不明者2万人以上、全壊12万棟以上、半壊27万棟以上の大災害など、大規模地震が頻発しており、本市においても山形盆地断層帯が南北に及んでいることなどから、大規模地震はいつ発生してもおかしくない状況にある。

こうした状況の中、国は建築物の耐震改修を緊急に促進させるため、平成25年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を改正し、これを踏まえ県では平成28年2月に「山形県建築物耐震改修促進計画」を改定するなど、耐震改修の施策が新たに示されている。

本市においても法改正及び山形県建築物耐震促進計画改定を踏まえ、今後の大規模地震に対する備えとして、昭和56年以前に建築された既存住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震性向上に関する総合的な施策の基本となる「寒河江市建築物耐震改修促進計画」を改定し、市民の安全・安心の確保に努めることとする。

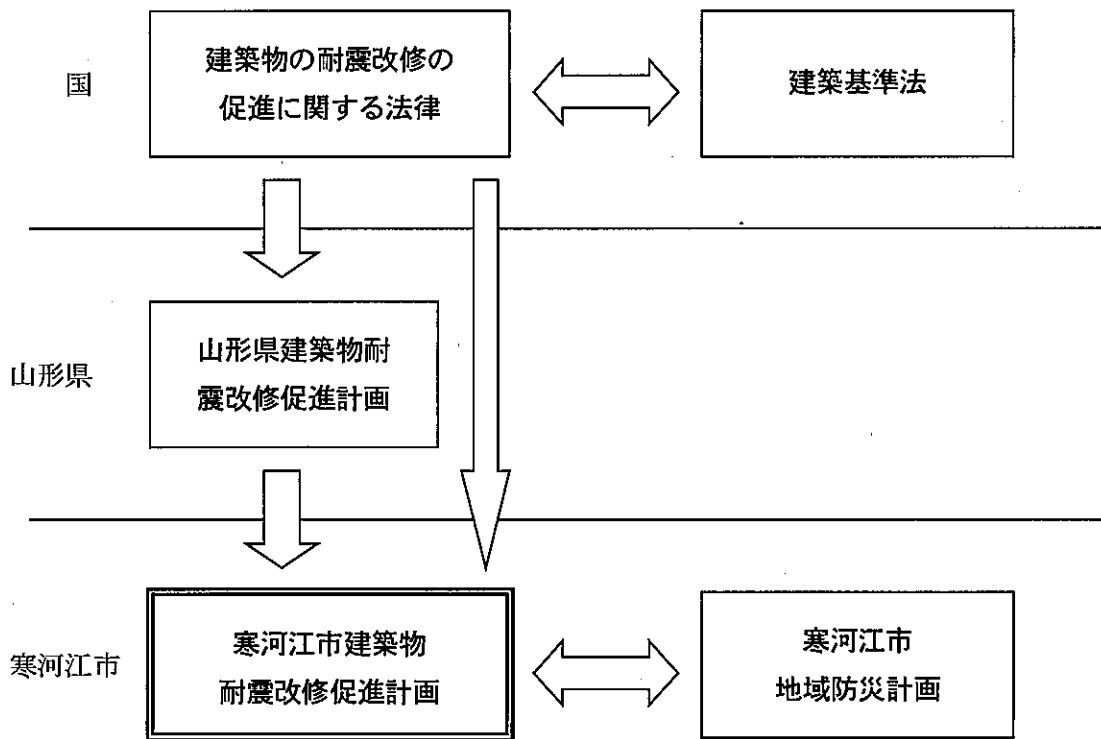
1 目 的

寒河江市建築物耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）は、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、市民の人命や財産を保護するため、既存建築物等の耐震性向上策として、県と連携しつつ、耐震診断、改修等を総合的かつ計画的に促進することを目的とする。

2 計画の位置づけ

（1）計画の位置づけ

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定により策定する本計画は、寒河江市地域防災計画（平成26年6月改訂）を上位計画として、既存建築物の耐震改修に関する基本的な施策を示すものである。



（2）計画期間

計画期間は、平成20年度から平成32年度までの13年とする。その間、定期的に点検及び検証を行い、必要に応じて本計画を見直すものとする。

3 耐震診断及び耐震改修の実施目標

（1）想定される地震の規模、被害状況

山形県内においては、山形盆地断層帯をはじめ、庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯、長井盆地西縁断層帯の4つの主要な断層帯が存在しており、山形盆地断層帯をはじめ3つの断層帯で阪神・淡路大震災のマグニチュード7.2を上回るマグニチュード

7. 3～7. 8 クラスの大規模地震が発生する可能性が公表されている。(表－1)

本市は、山形盆地断層帯の北部と南部に属し、今後30年以内に大規模地震が発生する確率は、最大8%と全国の主要な断層帯の中では発生確率が高いグループに入っている。

(表－1)想定地震の長期評価

断層名	地震の規模	位置	断層の長さ	発生確率		公表年月
				30年以内	100年以内	
庄内平野東縁 断層帯	M7.5	遊佐町～旧藤島町	約38km	ほぼ0～6%	ほぼ0～20%	平成17年4月
新庄盆地断層帯	M6.6～7.1	新庄市～舟形町	11～23km	0.7～1%	2～5%	平成14年7月
山形盆地断層帯 (北部)	M7.8 (M7.3)	大石田町～上山市 (大石田町～寒河江市)	約60km (約29km)	0～7% (0.002～8%)	0～20% (0.01～20%)	平成14年5月
山形盆地断層帯 (南部)	(M7.3)	(寒河江市～上山市)	(約31km)	(1%)	(4%)	平成19年8月
長井盆地西縁 断層帯	M7.7	朝日町～米沢市	約51km	0.02%以下	0.1%以下	平成17年2月

(県総合防災課資料)

平成14年5月公表の山形盆地断層帯の長期評価に基づき、山形県が調査した地震対策基本調査における被害想定によれば、本市でも大きな被害が予想され、最も被害が大きくなると想定される冬期の早朝においては、建物の全壊と半壊を合わせると4,406棟、死者124人、負傷者が1,158人、建物被害による避難者が5,256人と見込まれている。(表－2)

(表－2)県内断層帯の被害想定調査結果

ブロック	山形盆地断層帯(県内)	山形盆地断層帯(市内)
公表年月	平成14年12月	平成14年12月
想定マグニチュード	M7.8	M7.8
建物全壊	34,792棟	2,045棟
建物半壊	54,397棟	2,361棟
死者	2,114人	124人
負傷者	21,887人	1,158人
避難者	94,688人	5,256人

注) 発生ケースは冬期の早朝を想定。

(県総合防災課、市地域防災計画資料)

(2) 耐震化の現状

① 住宅（共同住宅含む）

平成25年住宅・土地統計調査結果から推定すると、本市の住宅総数は、12,530戸であり、そのうち、現行の耐震基準が適用された昭和56年6月1日前（以下「昭和56年以前」という。）に建築された住宅が4,113戸で全体の

32. 8%を占めている。

構造では、木造戸建住宅が10,900戸で全体の87.0%と高い比率を占めており、そのうち、昭和56年以前に建築された木造戸建住宅は3,916戸あり、木造住宅の35.9%を占め木造戸建住宅の耐震化が喫緊の課題となっている。(表-3)

木造戸建住宅については、昭和56年以前に建築された3,916戸のうち、山形県の推定値30%で算定した1,175戸が耐震性ありと推定され、昭和57年以降建築の6,984戸と昭和56年以前に建築された住宅の増改築などで耐震改修工事が施工された推計戸数230戸を合わせた8,389戸が耐震性を満たしていると考えられ、耐震化率は77.0%と推定される。

非木造等住宅については、戸建住宅、共同住宅等を合わせて1,630戸(表-3)があり、昭和56年以前に建築された197戸のうち、国の推定値76%で算定した150戸の住宅が耐震性ありと推定され、昭和57年以降建築された1,433戸と合わせた1,583戸が耐震性を満たしていると考えられ、耐震化率は97.1%と推定される。

したがって、寒河江市の平成25年10月1日時点における住宅(木造・非木造含む)の耐震化状況については、昭和56年以前に建築された住宅で耐震性があると推定される木造戸建住宅1,175戸、耐震改修工事が施工された推計戸数230戸と非木造等住宅150戸、昭和57年以降に建築された8,417戸と合わせた9,972戸について、耐震性を満たしていると考えられ、耐震化率79.6%と推定される。(表-4)

(表-3) 平成25年住宅・土地統計調査結果(住宅の建設年代別戸数)

(単位:戸)

建築年代	木造戸建住宅	非木造等住宅	不詳	備考
～昭和35年	630	0	10	
昭和36年～昭和45年	840	0	0	
昭和46年～昭和55年	2,340	190	0	4,113 (32.8%)
昭和56年5月まで※	96	7	0	
(昭和56年5月以前 小計)	3,906	197	10	
昭和56年6月～平成2年	2,224	173	0	
平成3年～平成7年	1,030	200	0	
平成8年～平成12年	1,350	410	0	
平成13年～平成17年	1,050	330	0	8,417 (67.2%)
平成18年～平成22年	830	230	0	
平成23年～平成25年9月	500	90	0	
(昭和57年以降 小計)	6,984	1,433	0	
合計	10,890	1,630	10	12,530 (100%)

注) 非木造等住宅には、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等及び長屋、共同住宅が含まれる。

※統計調査の「昭和46年～昭和55年」住宅数に新耐震基準適用(昭和56年5月31日)以前着工住宅数を加算。

(表-4)住宅の耐震化率の推定

住宅総数 12,530戸	昭和56年6月以降 8,417戸		木造戸建住宅 6,984戸	耐震性あり 9,972戸 79.6%
	非木造等住宅 1,433戸			
	昭和56年以前 4,113戸 (うち不詳 10戸)		木造戸建住宅 1,175戸(30%) 非木造等住宅 150戸(76%) 木造戸建住宅 230戸 (耐震改修工事済)	
	木造戸建住宅 2,741戸(70%) 非木造等住宅 47戸(24%)			
耐震性なし 2,558戸 20.4%				

② 市有公共施設（平成27年12月31日現在）

(表-5)市有公共施設(防災活動拠点施設等となる建築物)施設区分別耐震化状況

全棟数	S55年 以降 建築 棟数 A	S55年 以前 建築 棟数 B	S56年 以前 建築の 割合 C/A	耐震 診断 実施 棟数 D	改修等 不用な 棟数 E			改修 等 必用な 棟数 F			改修 済み 棟数 G			改修 未実施 棟数 H			耐震 診断 未実施 棟数 I=C-D	耐震化 済みの 棟数 J=B+E+G	耐震化 未実施 棟数 K=H+I	耐震 診断 実施率 D/C	耐震率 J/A
1 福祉施設等 (うち防災拠点)	19 (8)	9 (0)	10 (100.0%)	52.6% (80.0%)	10 (8)	0 (0)	10 (8)	10 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	19 (8)	0 (0)	0 (0)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	
2 文教施設 (うち防災拠点)	42 (13)	20 (9)	22 (4)	52.4% (30.8%)	22 (4)	3 (0)	19 (4)	19 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	42 (13)	0 (0)	0 (0)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	
小学校 (うち防災拠点)	26 (10)	19 (9)	7 (1)	26.9% (10.0%)	7 (1)	3 (0)	4 (1)	4 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (10)	0 (0)	0 (0)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	
中学校 (うち防災拠点)	16 (3)	1 (0)	15 (3)	93.8% (100.0%)	15 (3)	0 (0)	15 (3)	15 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (3)	0 (0)	0 (0)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	
3 庁舎等 (うち防災拠点)	5 (2)	3 (1)	2 (1)	40.0% (50.0%)	2 (1)	1 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (2)	0 (0)	0 (0)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	
4 医療施設 (うち防災拠点)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	50.0% (50.0%)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	
5 社会教育・体育施設 (うち防災拠点)	10 (3)	6 (0)	4 (3)	40.0% (100.0%)	4 (3)	0 (0)	4 (3)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (3)	0 (0)	0 (0)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	
6 公民館等 (うち防災拠点)	7 (2)	3 (0)	4 (2)	57.1% (100.0%)	4 (2)	0 (0)	4 (2)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (2)	0 (0)	0 (0)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	
7 公営住宅等 (うち防災拠点)	29 (0)	3 (0)	25 (0)	86.2% (-)	25 (0)	5 (0)	21 (0)	0 (0)	21 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (0)	21 (0)	0 (0)	100.0% (-)	27.6% (-)	
8 その他 (うち防災拠点)	14 (0)	11 (0)	3 (0)	21.4% (-)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (0)	0 (0)	0 (0)	100.0% (-)	100.0% (-)	
合 計	128 (30)	56 (11)	71 (19)	55.5% (63.3%)	71 (19)	9 (0)	63 (19)	42 (19)	21 (19)	0 (0)	107 (0)	21 (0)	0 (0)	0 (0)	107 (30)	21 (0)	21 (0)	100.0% (100.0%)	83.6% (100.0%)		

(3) 耐震改修等の目標設定

① 住宅の耐震化

市の住宅の耐震化は、想定されている地震被害の減災対策として極めて重要であり、国的基本方針及び県促進計画による耐震化目標と同じとし、平成32年度における耐震化率目標を95%とする。

平成25年度耐震化率	平成32年度耐震化率
79.6%	95.0%

② 市有公共施設の耐震化

市有公共施設は、多くの市民が安心して利用でき、災害時においては、防災活動の拠

点施設及び避難所として機能する必要があるため、全施設の耐震化を目指す。

市有公共施設の耐震化については、山形県公共施設等耐震化指針に基づき推進し、平成19年2月に設立した寒河江市公共施設耐震化検討委員会で検討し進めていく。

その中で、防災上重要な施設等の緊急性、効率性、また児童、生徒や市民の安全性を優先に、年次計画により耐震診断及び耐震改修を完了している。引き続き、防災活動以外の市有施設についても耐震化に努めていく。

平成27年末耐震化率	平成32年度耐震化率
83. 6 % (うち防災拠点100. 0%)	100. 0 %

4 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取組方針

これまで一定規模の不特定多数の者及び避難弱者が利用する建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の努力義務が所有者に課せられていたが、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号。以下「改正法」という。）により、地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられた。また、不特定多数の者及び避難弱者が利用する要緊急安全確認大規模建築物、並びに県又は市町村の耐震改修促進計画に記載する要安全確認計画記載建築物については、所有者に耐震診断の結果の報告が義務化され、所管行政庁（県）により結果は公表されることとなった。

のことから、市内の住宅・建築物の所有者・管理者（以下、「所有者等」）が自ら耐震化に努めることを基本しながら、市においては、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により市内全域において、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとする。

(2) 所有者等、県、市、建築関係団体、所管行政庁の役割分担の考え方

① 所有者等の役割

所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要である。

② 県の役割

県は、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努めるものとする。また、自ら所管する県有施設については、引き続き耐震診断及び耐震改修について、率先して取り組むものとする。

ア 県計画の改定、市計画改定への助言

イ 耐震化支援策の実施

ウ 相談窓口の設置、情報提供・啓発等の実施

エ 耐震化に必要な技術者の養成

オ 市、建築関係団体との連携・調整

③ 市の役割

市は、住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集に努め、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努めるものとする。

ア 促進計画の改定

イ 耐震化支援策の実施

ウ 相談窓口の設置、情報提供・啓発等の実施

エ 木造住宅の耐震化に必要な技術者の養成

④ 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保に努め、行政と連携し耐震化の促進に努めるものとする。

ア 耐震化に必要な技術的な支援の実施

イ 情報提供、啓発等の実施

⑤ 所管行政庁の役割

所管行政庁（県）は、改正法の適正な運用に努めることとし、住宅・建築物の耐震化状況の情報収集により、必要に応じて所有者等への指導・助言、指示又は命令等を行い、耐震化を促進することとする。

（3）促進を図るための支援策

市は、建築物の耐震化を促進するため、耐震改修に向けた支援策を講じるとともに、県と協力、連携して耐震診断を実施し、耐震改修へ誘導するなど円滑な耐震化事業の促進に努める。

また、市は、耐震診断及び耐震改修に係る国・県等の支援制度や税制度の活用が図られるよう、所有者等への周知に努める。

① 木造住宅への支援

ア（県）山形県住宅リフォーム総合支援事業（耐震改修工事補助）

イ（県）山形県住宅リフォーム総合支援事業（融資）

ウ（県）山形の家づくり利子補給制度

エ（市）寒河江市木造住宅等耐震診断士派遣事業

オ（市）寒河江市木造住宅耐震改修事業

② 要緊急安全確認大規模建築物への支援

ア（県）建築物耐震化促進事業（耐震診断対象）

イ（国交省）耐震対策緊急促進事業

③ その他の支援・優遇策

ア（国交省）住宅・建築物安全ストック形成事業

イ（文科省）学校施設環境改善交付金

ウ（文科省）私立学校施設整備費補助金

エ（文科省）認定こども園施設整備交付金

- オ (厚労省) 医療施設運営費等補助金
- カ (厚労省) 医療提供体制施設整備交付金
- キ (厚労省) 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ク (厚労省) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
- ケ (厚労省) 社会福祉施設整備費補助金
- コ (厚労省) 保育所等整備交付金
- サ (消防庁) 公共施設等耐震化事業
- シ (総務省) 緊急防災・減災事業（起債）
- ス (総務省) 所得税、固定資産税、法人税等の優遇
- セ (日本政策金融公庫) 防災・環境対策資金
- ソ (県) 山形県商工業振興資金（融資）
- タ (県) 山形県市町村振興資金（融資）
- チ (市) 寒河江市危険ブロック塀除去事業

(4) 耐震改修の環境整備

市民が安心して相談や診断を依頼できるように、建築士を対象に耐震診断等に係わる技術講習を行うとともに、市内の建築士で構成する組織と連携し耐震化の普及を図っていく。また、建築技術者に対しても耐震改修設計技術の講習会等を実施していく。

市も、建設管理課に相談窓口を設置し、耐震化や専門家の情報提供を行う。

(5) 地震時の住宅・建築物の総合的な安全対策

① 事前の対策

- ア 県が実施する無料耐震診断の出前相談会を活用し、耐震化への意識付けと耐震診断、改修への誘導を図る。
- イ 避難路や通学路沿いのブロック塀、石塀等の地震による倒壊を防止するため、所有者に対し安全確保の指導をしていく。
- ウ 危険ブロック塀、石塀等の解消を促進するため、除却助成制度の創設に努め、既助成制度による生け垣への切り替えを指導していく。
- エ 市街地や避難路に面した建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、所有者に対し安全確保の指導をしていく。
- オ 市民の防災意識と地震時の行動が重要であり、防災訓練や啓発を通し市民の防災に関する知識の向上に努める。

② 地震発生時の対応

- ア 地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合、災害対策本部等に判定に関する専門の部署を設け、応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じる。

(6) 要安全確認計画記載建築物(避難所・防災拠点施設)の耐震化

地震発生時に、避難者の収容先となる避難所や災害対策活動の実施拠点となる庁舎等の防災拠点施設については、耐震性の確保が早急に必要である。

このことから、施設の重要度、規模等に優先順位を設け経過的な耐震化を図る必要があるため、県と協議のうえ、必要に応じ県の建築物耐震化促進計画に位置付けられた防災拠点施設を対象として重点的に耐震化を図ることとする。

(7) 要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)の耐震化

地震時において、住宅・建築物の倒壊により緊急車両の通行や県民の避難の妨げにならないよう、下記の道路に関して、改正法第5条第3項第2号及び第3号の道路として指定すべきかについて、県が検討を行なう場合は協力する。

① 緊急輸送道路

山形県地域防災計画（震災対策編）に記載された緊急輸送道路（1次、2次）

② 避難所に通ずる避難道路

寒河江市地域防災計画において指定する地域の避難所に通ずる避難道路

(8) 改正法に伴うその他の促進策

① 計画の認定及び区分所有建築物の認定

耐震改修による増築が伴うものについては、容積率、建ぺい率の特例措置が認められ、耐震改修工法の拡大が可能となることから、市はその周知を図ることとする。

また、耐震診断を行なった区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から、区分所有建築物の共用部分が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることが可能となる。これにより、認定された区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第17条）に規定する耐震改修のための決議要件について、 $3/4$ から $1/2$ に緩和されることから、市はその周知を図る。

② 地震に対する安全性の表示制度

住宅・建築物の所有者等は、所管行政庁より、地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受け、その旨を表示することが可能となる。

表示制度の活用により、営業上の優位性が考えられるが、表示制度は任意であり表示が付されていないことをもって、住宅・建築物の耐震性を有さないこととはならないことを利用者等に十分な理解が得られるよう留意し、市はその周知を図る。

5 地震に対する安全性向上に関する啓発等

(1) 地震ハザードマップの作成、公表

県の山形県内4断層帯被害想定の資料を活用し、「地震の揺れやすさ」がわかる地震ハザードマップを作成し公表するとともに必要に応じて更新を行う。

(2) 相談体制の整備、情報提供の充実

市に耐震相談窓口を設置し、耐震診断及び耐震改修についての情報を提供する。また

技術的な事項については、専門機関と連携を図る。

(3) パンフレット配布等の啓発活動

- ① 広く市民に対し、住宅の耐震診断及び耐震改修に関するパンフレットを配布し情報提供を行う。
- ② 市報や市のホームページを活用し、耐震に関する情報等を掲載し広く市民に耐震化の啓発を行う。
- ③ 住宅月間、住宅防災週間等の時期において耐震化の広報を行う。
- ④ 市の住宅フェアや県と連携したリフォームフェア等の催事場で無料相談、診断等の啓発活動を行う。

(4) 家具転倒防止策

地震発生時における家具の転倒防止策について、対策事例等を紹介し、自らできる地震対策への取組について普及啓発を行う。

(5) 防災研修会の開催

町内会、及び自主防災組織と連携し、防災研修会を開催し危険箇所の点検、建築物等の耐震診断、改修の情報提供を行う。

6 県との連携

指導・助言の実施

建築物の耐震化促進を図るために、所管行政庁である県と十分な調整を行い、連携しながら効果的な指導を行う。

特に、民間の特定建築物については、県に対して指導強化を要請し耐震化の促進を図る。

7 その他関連施策の推進

(1) 関係団体との連携

- ① 市内の建築士で構成する組織と、木造住宅耐震診断士派遣助成事業について協定を締結し、木造住宅の耐震診断の促進を図る。
- ② 平成19年1月に、県と市町村並びに建築関係団体で構成する「山形県住宅・建築物地震対策推進協議会」が設立され、次の事業を実施し耐震化を促進していくことになっていることから、市も積極的に参画し耐震化を推進する。

○協議会の主な事業

- ・全市町村の耐震相談窓口、リフォーム相談窓口の設置
- ・木造住宅の耐震診断・改修マニュアルの作成
- ・耐震診断士・改修技術者養成講習会の開催
- ・ハザードマップの検討

- ・被災建築物の応急危険度判定士養成講習会の開催
- ・応急仮設住宅建設予定地リストの作成
- ・リフォーム研修会の開催

(2) その 他

- ① 地区公民館の分館は、地区民が身近な施設として多数利用する建築物であるため、耐震化の促進を図る。
- ② 小、中学校における親子授業等として「誰でもできる我が家の耐震診断」と題して行うなど、耐震化の意識高揚を図る。
- ③ 高齢者世帯の住宅については、応急対応として寝室又は居間のみの補強や、家具の転倒、天井落下等の危険から身を守る対策などを指導していく。
- ④ 地震時に倒壊のおそれのある老朽化した空き家の住宅、共同住宅については、周囲に影響を与えることが危惧されるため、所有者に対して撤去、除却するよう協力を要請していく。